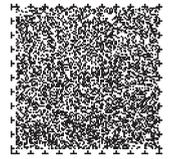


障害のある人もない人も 共に暮らしやすい 千葉県づくり条例



このマークは
目が不自由な人などが
使う音声コードです。



■ この条例は…

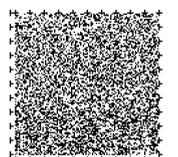
現在、千葉県には、約24万3千人の方が、身体的な、知的な、あるいは精神的な障害を抱えて暮らしています。(注)

障害のある方の数は、平成9年には、約15万5千人でしたが、最近の10年間で約1.6倍に増加しています。今後、人口の高齢化や、社会環境の変化等により、更に、障害のある方の数は増加していくものと思われます。

私たちは、時に怪我や病気で体が不自由になると、日頃、気にも留めなかったちょっとした段差が、大きなバリアと感じられることがあります。また、誰もが、加齢により、体の機能が低下していくことを考えれば、障害のある方にとって暮らしやすい社会づくりは、全ての人々の課題でもあります。

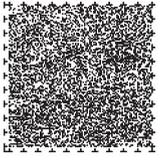
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、行政や事業主、団体、個人など、様々な立場の県民が力を合わせ、障害のある方に対する誤解や偏見等による不利益な取り扱いをなくすとともに障害のある方の日々の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁(バリア)を解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された条例です。

(注) 障害者数は、身体障害、知的障害については、手帳所持者数、精神障害については、在院患者数と通院医療費負担対象者数の合計。
時点は、平成20年3月末現在(ただし、在院患者数は平成19年6月末現在)



千葉県

平成19年7月1日施行



■ 条例の3つの仕組み

このような取り組みを進めるため、この条例では、①障害のある方に障害を理由として他の人と異なる不利益な取り扱いをしないこと、及び、②障害のある方の社会参加を阻む障壁（バリア）を解消することを、県民共通の目標（なくすべき「差別」）として具体的に掲げるとともに、こうした差別をなくすための3つの仕組みを定めています。（何が「差別」に当たるのかについては4Pをご覧ください）

(1) 個別事案解決の仕組み

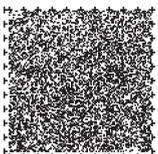
障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、県内500人を超える各地域の相談員や、県に設置される委員会が、第三者的な立場で当事者の間に入って知恵を絞り、課題の解消を図ります。

(2) 誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み

障害のある方に対する差別は、制度や習慣等が背景にあって、構造的に発生するものもあります。このような問題について、議論する場として「推進会議」を設置し、企業や団体、障害のある方など様々な関係者の皆様に御参加いただき、継続的に、制度や習慣等の見直しを進めます。

(3) 障害のある方に優しい取り組みを応援する仕組み

障害のある方にとって暮らしやすい社会を実現していくためには、障害のある方に対する理解者を増やしていくことが大切です。例えば点字メニューのあるレストランなど、障害のある方に優しい取り組みを実践している事業主や、団体、個人等の取り組みを広く県民に紹介するなど、障害のある方の理解を広げるために頑張っている方々を応援します。



よくある質問

Q₁

この条例では、どのような事柄が「差別」と定められているのですか？

A

障害のある方に対する不利益な取り扱いの多くは、誤解や偏見など障害そのものについての理解が十分でないことや、制度が周知されていないことが原因となっています。

そこで、この条例では、このような実態を踏まえ、障害のある方の日常生活や社会生活の場面に即し、福祉、医療、商品サービス、雇用、教育、建物及び公共交通機関、不動産取引、情報の提供に関し15項目の障害を理由とする不利益な取り扱いを「差別」としています。（具体的には参考の表を参照）

また、障害のある方がない方と同じような生活を送るには、障害を理由とした不利益な取り扱いをなくすだけでは十分ではありません。

例えば、視覚障害のある方に対して活字の情報を音声や点字等で伝える配慮がなければ、不利益な取り扱いを受けなくても、視覚障害のある方が、働いたり、サービスの提供を受けることは困難です。

そこで、この条例では、障害のある方が障害のない方と実質的に同等の日常生活または社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置が行われないこともまた、「差別」としています。（具体的には参考の表を参照）



Q₂

障害を理由として、不利益な取り扱いをしたり、合理的な配慮に基づく措置をしないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

A

いいえ、条例が適用されない場合もあります。

障害のある方のニーズは多種多様であり、必要とされる支援も一人ひとり異なります。一方、事業規模や経済状況など相手方の事情もまた多様です。

そのため、形式的に該当する行為をすべて「差別」と位置づけるのではなく、「不利益な取り扱い」を行わないことや「合理的な配慮に基づく措置」を行うことが社会通念に照らして過重な負担になる場合には、適用をしないこととしています。

なお、どの程度が過重なのかは、個別のケースに応じて、話し合いの中で判断されることとなります。

Q₃

「差別」をした場合、罰則や罰金があるのですか？

A

いいえ、ありません。

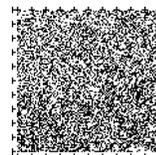
障害のある方に対する差別をなくしていくためには、障害のある方の日常生活の暮らしにくさを、多くの方々に理解していただくことが大切です。

また、差別の中には、時間や費用をかけて解消していかねばならないものもあります。

そのため、この条例では、違反行為に対する罰則等を設けていません。

なくすべき差別を県民共通の目標として掲げたうえで、第三者を交えた話し合いを通じて、互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点から、できることから一歩ずつ、問題の解決を図っていくこととしています。

Q4 どこに相談すればよいのですか？



A 問題が生じた場合、まずは、専用相談窓口で電話などで御連絡ください。（連絡先は別表参照）

専門職員である「広域専門指導員」や身近な相談役である「地域相談員」が御相談に応じます。

広域専門指導員等は、公正な立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などをお聴きし、意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討します。

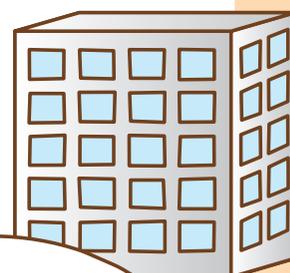


Q5 地域相談員や広域専門指導員に相談しても解決しない場合は、どうするのですか？

A 地域での話し合いによる解決が困難な場合については、県の専門の委員会「障害のある人の相談に関する調整委員会」が調整します。

調整委員会の委員は、対象となる問題について、専門的な見地からバランスのとれた判断ができるよう、「障害のある人」、「県議会議員」、学識経験者や企業関係者、教育関係者など、様々な分野の「専門的な知識を有する者」によって構成されています。

調整委員会では、双方の事情や言い分を検証し調整を図りながら、両者に対して、解決に向けた助言やあっせん案の提示などを行います。



問題解決までの流れ

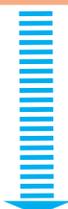
問題の発生



地域相談員、広域専門指導員等に相談



地域相談員、広域専門指導員を交えた話し合い



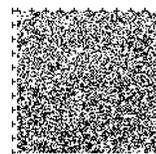
地域での解決が困難な場合

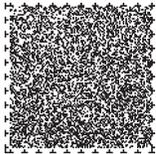
調整委員会による助言・あっせん



解決

※ 差別をしたとされている方からの御相談も受け付けています。





障害のある人に対する差別

障害を理由とする不利益な取扱い

合理的な配慮に基づく措置が行われないこと

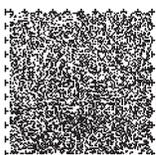
(条例2条2項)

(参考) 障害を理由とする不利益な取扱い

福祉サービス	(1) 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。 (2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
医療	(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
商品及びサービスの提供	サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
労働者の雇用	(1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。 (3) 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
教育	(1) 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。 (2) 本人若しくは保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。
建物等及び公共交通機関	(1) 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
不動産の取引	障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
情報の提供等	(1) 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするとき、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするとき、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

合理的な配慮に基づく措置の例

福祉サービス	聴覚障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、筆談を交えて説明すること。
医療	電光掲示板で順番を知らせている医療機関において、視覚障害者に直接声をかけて順番が来たことを知らせること。
商品及びサービスの提供	車イスを利用するお客様のために、商品の陳列方法を工夫したり、店員が陳列棚の高い位置にある商品を手渡すこと。
労働者の雇用	車イスを利用する従業員のために、車イスが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
教育	障害特性に応じた教材を用意すること。
建物等及び公共交通機関	移動経路で高低差のある場所にスロープや手すり等を整備すること。
不動産の取引	重要事項の説明にあたり、聴覚障害者のために筆記等による丁寧な説明を行うこと。
情報の提供等	知的障害のある人が理解しやすいように、資料に写真やふりがなを入れること。



●お問い合わせ先

ご相談は、**相談専用電話**へご連絡ください。

また、条例の制度自体のお問い合わせについては、**県障害福祉課**にお願いします。

相談電話

(受付日時：月～金の9：00～17：00 祝日、振替休日を除く)

広域専門指導員 駐在場所	相談専用電話番号	市 町 村
中央障害者相談センター内	043-292-1317	千葉市
船橋フェイスビル7階	047-424-0167	船橋市
習志野健康福祉センター内	047-474-1389	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川健康福祉センター内	047-377-8854	市川市、浦安市
松戸健康福祉センター内	047-361-2346	松戸市、流山市
東葛飾障害者相談センター内	04-7179-1088	柏市、我孫子市
野田健康福祉センター内	04-7123-4418	野田市
印旛健康福祉センター内	043-486-5991	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町
香取健康福祉センター内	0478-52-3613	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝健康福祉センター内	0479-22-0739	銚子市、旭市、匝瑳市
山武健康福祉センター内	0475-54-3556	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生健康福祉センター内	0475-26-1510	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅健康福祉センター内	0470-73-4630	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房健康福祉センター内	0470-23-6900	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津健康福祉センター内	0438-23-6603	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原健康福祉センター内	0436-24-2387	市原市

※電話での御相談が困難な方の相談受付

電話での御相談が困難な方は、FAX(043-222-4133)又は

電子メール(sjourei@mb.pref.chiba.lg.jp)で御相談ください。

○千葉県健康福祉部障害福祉課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

ご相談用電話 043-223-1020、1019

FAX 043-222-4133